

令和4年度

第1回定期監査及び行政監査結果報告書

総務部

(総務課・防災危機管理課・職員課・契約検査課)

財務部

(財政課・行財政改革推進課・市民税課・資産税課
納税課)

浦添市監査委員

目 次

第1	監査の対象	1
第2	監査の期間	1
第3	監査の方法	1
第4	監査を実施した監査委員	1
第5	監査の結果	2
第6	指摘事項等	
1	指摘事項等の内容別件数	2
2	是正事項	3
3	注意事項	3
第7	むすび	5

第1 監査の対象

1 対象範囲

令和3年4月1日から令和4年1月31日までに執行された予算に係る事務

2 対象部署

(1) 総務部

総務課・防災危機管理課・職員課・契約検査課

(2) 財務部

財政課・行財政改革推進課・市民税課・資産税課・納税課

第2 監査の期間

令和4年3月31日から同年5月26日まで

第3 監査の方法

今回の定例監査及び行政監査は、提出された監査調書により、関係帳簿等との照合及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理の適否等について実施した。

第4 監査(説明の聴取)を実施した監査委員

実施年月日	監査対象所属	監査委員
令和4年5月25日(水)	・職員課 ・防災危機管理課 ・契約検査課 ・総務課	宮 島 達 彦 大 城 翼
令和4年5月26日(木)	・行財政改革推進課 ・財政課 ・市民税課 ・資産税課 ・納税課	宮 島 達 彦 大 城 翼

第5 監査の結果

監査の結果については、おおむね良好に行われていることが認められたが、一部の事務において、適正でないものや検討又は是正が必要な事項が見受けられたので以下、後述する。なお、軽易な事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

第6 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

1 指摘事項等の内容別件数

(単位 件)

区分(※注1) 部局・課名		指摘事項等の内容別件数(※注2)			
		指摘事項	是正事項	注意事項	合計
総務部		—	2	14	16
	総務課	—	—	1	1
	防災危機管理課	—	—	4	4
	契約検査課	—	1	5	6
	職員課	—	1	4	5
財務部		—	—	8	8
	財政課	—	—	2	2
	行財政改革推進課	—	—	2	2
	市民税課	—	—	2	2
	資産税課	—	—	0	0
	納税課	—	—	2	2
合 計		—	2	22	24

(※注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりである。

ア 指摘事項 重大な違法、不当及び不正の状況があるもの

イ 是正事項 改善を要する悪い状況を改め正す必要があるもの

ウ 注意事項 好ましくない状況があるので、気を付けるよう申し述べる必要があるもの

(※注2) 内容別件数には、次頁以降の共通事項の指摘事項等の件数を含む。

2 是正事項

(1) 契約事務について

【是正事項・契約検査課】

随意契約の執行伺において、予算規則第20条(別表第3(5))に規定されている財務部長及び財政課長の合議を得ていないもの

(2) 申請について

【是正事項・職員課】

予算執行を伴う土地・建物貸与申請において、随意契約として総務部長の決裁並びに財務部長及び財政課長の合議を受けていないもの

3 注意事項

(1) 契約事務について

【総務部共通 注意事項】

(ア) 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの

(総務課・職員課・契約検査課)

(イ) 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの

(防災危機管理課・契約検査課)

(ウ) 執行伺において、契約相手を1者に特定しているが、1者に特定した具体的理由の記載がないもの

(防災危機管理課・職員課)

【個別 注意事項・職員課】

(ア) 変更契約の際の金額の増加に伴う随意契約について、財務部長及び財政課長の合議を得ていないもの

(イ) 締結伺において、予算額のみ記載し契約額の記載がないもの

【個別 注意事項・契約検査課】

- (ア) 執行伺において、入札保証金欄に「浦添市契約規則第30条による」と記載し、免除の根拠となる「第3項」の記載が漏れているもの
- (イ) 執行伺において、入札保証金を浦添市契約規則第30条第3項により免除しているが、免除に該当する具体的内容説明の記載が漏れているもの
- (ウ) 入札結果に影響しない部分において、入札書から入札結果表への転記に誤りがあるもの

【個別 注意事項・防災危機管理課】

- (ア) 公募に係る一次審査書類において、見積書から比較表への転記に誤りがあるもの
- (イ) 執行伺において「2者以上から見積を徴収する」とだけ記載し、見積徴収予定業者の選定を伺っていないもの

【財務部共通 注意事項】

契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの

(財政課・行財政改革推進課・市民税課・納税課)

【個別 注意事項・市民税課】

改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの

【個別 注意事項・納税課】

法令改正に対応するためのシステム改修について、市民への影響はなかったものの改正法施行日までに改修完了できなかったもの

(2) 例規について

【個別 注意事項・財政課】

内規として取り扱っているが、例規の制定が望ましいもの

- ☐ 浦添市長期継続契約を締結することができる契約に関する事務取扱要領
- ☐ 浦添市契約規則第32条の2第2項に係る事前及び事後公表に関する運用基準

【個別 注意事項・行財政改革推進課】

内規として取り扱っているが、例規の制定が望ましいもの

- ☐ 浦添市公有財産貸付事務取扱要領 ☐ 事務取扱要領
- ☐ 浦添市行政財産目的外使用許可及び使用料に関する事務取扱要領
- ☐ 浦添市公共施設における自動販売機設置運営に関する事務取扱要領
- ☐ 市が借用している財産の管理及び転貸する場合の事務取扱要領
- ☐ 浦添市ネーミングライツ事業実施要綱
- ☐ 浦添市ネーミングライツ審査委員会設置要領

第7 むすび

随意契約の決裁において、総務部長の決裁並びに財務部長及び財政課長の合議を経していないものがあった。決裁及び合議の漏れがないよう努められたい。

契約保証金の免除について、契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、「履行しないこととなるおそれがない」ことの理由を明記し、より適正な決裁を行うよう努められたい。

令和2年3月31日付け「民法の一部改正に伴う各種契約に関する対応について」総務部長通知等を参照し、令和2年4月1日施行の改正民法を踏まえて、各種契約の条項の見直しに努められたい。

総務課におかれては、例規集に掲載していない各課の訓令乙、内規、要綱、要領等を訓令甲その他の例規として積極的に制定するよう努められたい。

市長におかれては、令和2年4月1日施行の地方自治法第150条第2項に基づく内部統制について、担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき職員研修等必要な体制を整備するよう努められたい。